

篠山市ホームページのリンクに関する取り扱いについて

(目的)

第1条 篠山市ホームページ(以下「ホームページ」という)に置いて他のサイトへリンク(以下「リンク」という)の設定について定める。

(リンクの取り扱い)

第2条 リンクはホームページにおける地域情報の伝達の有効な手段であり、積極的に設定するものとする。

- 2 ホームページの管理者(以下「管理者」という)は前項の目的に適合すると判断したときは他のホームページへのリンクを設定することができる。

(リンクの設定基準)

第3条 管理者は次の各号に該当するときはリンクを設定することができる。

- (1) 篠山市内の在住者が作成したホームページ
- (2) 篠山市の出身者または市内の学校を卒業した者が作成したホームページ
- (3) 自治体
- (4) 兵庫県内に所在する公共機関
- (5) 篠山市と隣接する地区に所在するホームページで相互リンクするもの
- (6) 相互リンクを希望する公共機関
- (7) 相互リンクを希望して、そのホームページに地域情報が存在するとき
- (8) 篠山地方の情報が掲載されているホームページ

(リンクの制限)

第4条 管理者は次の場合にはリンクを行わない。また既にリンクしているときでも削除することができる。

- (1) 公序良俗に反する内容を掲載しているとき
- (2) リンクする対象がインターネット上にないとき

(地域情報サイトのページ)

第5条 地域情報サイトの項目には設定してある地域及び項目に該当する内容で登録申請があったとき、管理者は申請のあったサイトの実在性及び内容を確認の上、登録する。

(登録内容の変更)

第6条 掲載内容に変更があった場合は、本人からの申出あるいは管理者の権限により変更を行う。